

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち
 スマート農業の総合推進対策のうち
 データ駆動型農業の実践・展開支援事業のうち
 スマートグリーンハウス展開推進の審査基準等について

- 1 本事業の審査に当たり、事業実施計画のポイントについては、次の表の①から⑤までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、事業費の小さい順に採択するものとする。
- 2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
 - ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
 - ・審査基準の①から⑤までについて、1つでも0ポイントと採点された場合、ポイントの合計値によらず不採択とする。

審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
② 効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。認められない。	5 3 1 0
③ 実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

④ 公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 		十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
⑤ 実効性及び事業の効果	<p>【公募要領の2の(2)のアの取組の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。 ・スマートグリーンハウス転換の取組拡大につながる効果を有しているか。 ・データを活用した施設園芸に対し専門的な知識を有しているか。 ・全国の先進事例の情報を収集可能な体制となっているか。 ・普及方法が効果的かつ具体的な方法となっているか。 <p>【公募要領の2の(2)のイの取組の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。 ・現地生産の事業化までの道筋が示されているか。 ・我が国スマート技術や施設園芸の強みを生かす計画となっているか。 ・対象とする地域において、我が国の農産物輸出との競合が懸念される計画となっていないか。 		十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0